

## 公益社団法人長野県社会福祉士会会員に対する寄付金の依頼等に関する内規

この内規は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）の定款第3条（目的）及び第4条（事業）の実現を図るために、財政の確立を目指して会員に寄付を依頼する取扱いは下記のとおりとする。

### 記

#### 1 寄付依頼の対象

- (1) キャリア形成訪問指導事業の講師を担った会員
- (2) 虐待対応専門職派遣の講師を担った会員
- (3) 正会員及び賛助会員

#### 2 寄付依頼の理由

本会の謝金・旅費等支払規則による一般研修講師等の謝金とキャリア形成訪問指導事業及び虐待対応専門職派遣の講師謝金との差額調整及び本会活動の財政基盤の確立のため

#### 3 寄付依頼の率（額）

- (1) キャリア形成訪問指導事業報酬の 15～25%  
ただし、法人等の業務として行う場合（謝金が法人等に支払われる場合等）の寄付は依頼しない。
- (2) 虐待対応専門職派遣事業報酬の 15～25%  
ただし、法人等の業務として行う場合（謝金が法人等に支払われる場合等）の寄付は依頼しない。
- (3) 正会員及び賛助会員 任意の額

#### 4 依頼の時期等

- (1) 本会「謝金・旅費等支払規程」に基づき報酬の請求・支払時に行う。
- (2) 正会員及び賛助会員については、広報紙、ホームページで随時行う。

#### 5 寄付の使途について

寄付の使途は、公益事業を積極的に進めるために法人運営費に充てるものとする。

### 附 則

- 1 この内規は、平成26年 4月 1日から適用する。
- 2 この内規は、平成27年 4月 1日から適用する。
- 3 この内規は、平成28年 4月 1日から適用する。
- 4 この内規は、平成29年 4月22日から適用する。

**【振込先】** 口座名義：公益社団法人長野県社会福祉士会

① 八十二銀行 県庁内支店 普通預金 口座番号 642593（振込手数料は会員負担）

② ゆうちょ銀行 県庁内支店 記号 11170 番号 9680421（ゆうちょ銀行間の送金は無料）